介護保険に関するお問い合わせ

内容	担当部署	電話番号	担当係
制度全般・介護保険事業計画について			計画·事業推進係
要介護認定について			
資格(取得・喪失等)・被保険者証について	高齢福祉課	042-321-1301	
保険料について			介護保険係
利用料について (負担限度額認定・高額介護サービス費・受領委 任払い・償還払い等)	いずみプラザ1階	(直通)	
サービスの利用に関する苦情・相談等について			
地域支援事業(介護予防等)について			相談支援係

高齢者の健康・福祉に関するお問い合わせ

内容	担当部署	電話番号	担当係
総合相談支援・権利擁護(高齢者虐待防止等)について	후 바사 등 사기 등 때		₩₩₩₩₩
介護予防について	高齢福祉課 いずみプラザ1階	042-321-1301 (直通)	相談支援係
高齢者在宅サービスについて	VIY VA / J Y IPB	(<u>EM</u>)	計画·事業推進係

国分寺地域包括支援センターもとまち

☎042-401-0035 国分寺市東元町2-5-17 さわやかプラザもとまち1階



国分寺地域包括支援センターこいがくぼ

☎042-300-6024 国分寺市西恋ヶ窪1-50-1 にんじんホーム1階



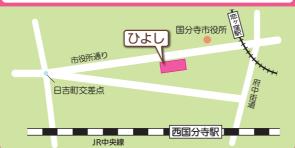
国分寺地域包括支援センターほんだ

☎042-300-2339 国分寺市本多2-3-3 国分寺市商工会館3階



国分寺地域包括支援センターひよし

☎042-300-1405 国分寺市日吉町4-32-6 うれしのの里1階 ●担当地域:戸倉・日吉町・内藤



国分寺地域包括支援センターひかり

☎042-573-4058 国分寺市光町3-13-34 国分寺ひかり診療所3階 ●担当地域:光町・高木町・西町



国分寺地域包括支援センターなみき

☎042-300-3702 国分寺市並木町3-12-2 至誠ホームミンナ1階 ●担当地域:富士本・新町・並木町・北町



介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん



わかりやすい利用の手引き



国分寺市

令和5年度版

令和 5 年 5 月発行

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。

その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担する ことでさまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを 目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。

一日一日をより充実したものにしていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

※今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

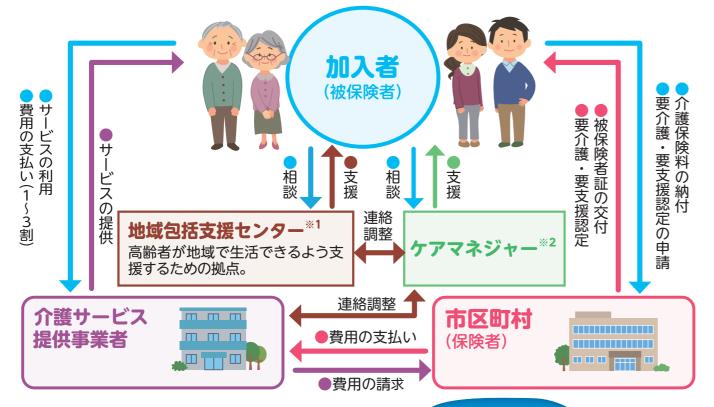


介護保険制度のしくみ 4 介護保険加入者とは 6 介護保険被保険者証について 7
介護保険料の決まり方・納め方 8 社会全体で介護保険を支えています 8
サービス利用の手順12介護保険サービス利用の手順12要介護・要支援認定の申請13要介護・要支援認定14認定結果の通知15ケアプランを作成し、サービスを利用します16
介護保険サービス 18 サービスにかかる費用・種類 18 ①自宅を中心に利用するサービス 19 ②介護保険施設で受けるサービス 25 ③生活環境を整えるサービス … 26
総合事業 28 介護予防・日常生活支援総合事業 28 一般介護予防事業 30
費用の支払い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31 自己負担限度額と負担の軽減 ・・・・・・・・ 31
介護保険サービスの正しい使い方 34 自立した生活を続けるために 34 訪問介護で頼めること・頼めないこと 36 福祉用具・住宅改修 40 施設に泊まるサービス 42 介護サービスの費用 44
事業者と契約するときの注意点 46 サービスに苦情・不満があるときは 46 「障害者控除対象者認定書」・「おむつ使用主治医意見書確認書」 47

もくじ

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。 市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。





65歳以上の方 (第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】

「要介護・要支援認定」(介護や支援が 必要であるという認定)を受けた方

(要介護・要支援認定 → 13 ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。

ただし、交通事故などの第三者行 為が原因の場合は、市区町村へ届 け出をお願いします。



40 ~ 64歳の方 (第2 号被保険者)

【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気*が原因で「要介護・要支援認定」を受けた方。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の 対象外となります。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- ●がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- こっせつ ともな こっ そ しょう
 ●骨折を伴う骨粗しょう症
 - ょう症 ●初老期における認知症
- ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- せきずいしょうのうへんせいしょう せきちゅうかんきょうさくしょう
 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症
- たけいとう い しゅくしょう
 ●多系統萎縮症
- ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- のうけっかんしっかん
- へいそくせいどうみゃくこう かしょう
- ●慢性閉塞性肺疾患

●後縦靱帯骨化症

●早老症

●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証

介護保険のサービスを利用するときなどに 必要になります。大切に保管しましょう。

65歳以上の方は

65歳になる月までに全員に交付されます。

40~64歳の方は

要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。

【介護保険被保険者証が必要なとき】

- ・要介護・要支援認定を申請(更新)するとき
- ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けた方、介護予防・ 生活支援サービス事業対象者には、負担割 合(1~3割)を示す「介護保険負担割合証」 が交付されます。

※負担割合に関して、詳しくは18ページ。

【介護保険負担割合証が必要なとき】

・介護保険サービス等を利用するとき 【有効期限】1年間(8月1日~翌年7月31日)



介護保険被保険者証・負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

│ 「地域包括支援センター」とは?

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口です。

【 主にどんなことをするの? 】

- ●高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- ●介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ●高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

^{〔2} 「ケアマネジャー(介護支援専門員)」 とはどんな人?

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態に あったサービスが利用できるように導いてくれる 介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- ●要介護・要支援認定の申請代行
- ●ケアプランの作成
- ●介護サービス事業者との連絡調整
- ●サービスの再評価とサービス計画の練り直し





保険料

サービス

総 合 事

費 用

正しい使い方

介護保険加入者とは

40歳以上の方は介護保険の加入者(被保険者)となります。被保険者は年齢によっ て第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(医療保険にご加入の40歳以 上から64歳以下の方)に分かれます。

介護保険の加入者になるとき

介護保険に加入するのは40歳になる月(誕生日が1日の方は前月) となります。第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わるのは 65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)となります。





8月1日が

40歳の誕生日の方

8月2日~末日が

40歳の誕生日の方

7月から第2号被保険者 となります

8月から第2号被保険者 となります



8月1日が

65歳の誕生日の方

8月2日~末日が

65歳の誕生日の方

7月から第1号被保険者 となります

8月から第1号被保険者 となります

介護保険()&Д

介護保険には、加入しなくても いいのですか?



40歳以上のすべての方が加入します。

介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え合う 仕組みとして創設されました。介護サービスを利用する、 利用しないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入す ることになります。



介護保険被保険者証について

介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険被保険者証が必要になります。 大切に保管しましょう。

65歳以上の方(第1号被保険者)

1人に1枚交付されます。 これから65歳を迎える方には、65歳の 誕生日までに交付されます。





(40~64歳の方(第2号被保険者)

要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。



介護保険被保険者証はこのようなときに必要です

- ●要介護・要支援認定の申請をするとき(65歳以上の方)
- ●介護サービスを利用するとき
- ●ケアプランを作成するとき など

こんなときは届け出が必要です

65歳以上の方(第1号被保険者)および40~64歳の方(第2号被保険者)で要介護・ 要支援認定のある方は次のような場合、届け出が必要です。

★の場合は介護保険被保険者証および負担割合証(要介護・要支援認定のある方)を 添付して届け出てください。

要介護・要支援認定のある方が、 他の市区町村から転入したとき

異動日(転入日)から必ず14日以内に要介護・要支援 認定申請をおこなってください。

他の市区町村に転出するとき ★

被保険者が死亡したとき ★

届け出は 14日以内に



社会全体で介護保険を 支えています 65 歳以 トの方の

介護保険は、国や都道府県、市区町村が 負担する「公費(税金)」と、みなさん 一人ひとりが納める「介護保険料」 を財源として運営されています。 介護保険料はきちんと 納めましょう。

50% 公費(税金)

国、都道府県、 市区町村が負担

23%

介護保険料

40~64歳の方の 介護保険料



所得段階



40~64歳の方の介護保険料

▶介護保険の財源の内訳

(令和3~令和5年度)

(このほかに利用者負担分があります)

加入している医療保険の算定方法により保険料が決められ、医療保険料と一括で納めます。 詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

決まり方

納め方

国民健康保険に 加入している方 世帯に属している第2号被保険者の人数:同じ世帯の第2号被保険者全員の医療 や、所得などによって決まります。

※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ご

とに設けられています。

職場の健康保険に 加入している方

加入している医療保険の算定方式にもと づいて決まります。

分・後期高齢者支援分と介護分を合わせ て、世帯主が納めます。

医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わ せて、給与から差し引かれます。 ※原則として事業主が半分負担します。

65歳以上の方の介護保険料の決まり方

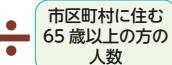
65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された [基準額]をもとに決まります。

基準額の決まり方

市区町村で必要な 介護サービスの 総費用



65歳以上の方の 負担分23%



基準額(年額)

保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

令和3~令和5年度国分寺市の介護保険料

対象となる方

別待权陷	対象となる力	貝担	剖口	体例件(牛胡)
第 1 段階	生活保護の受給者・中国残留邦人等の支援給付受給者、および世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金(**1)を受けている方	軽減前	0.30	21,300円
カ KM	世帯全員が住民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計 所得金額 ^(※2) と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	軽減後	0.10	7,100円 0.20 軽減額
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計所得金額 ^(※2) と課税年金収入額の合計額が80万円を超え	軽減前	0.60	42,600円
ポ ▲ 段陌	120万円以下の方	軽減後	0.35	24,900円 0.25 軽減額
are 3 co obs	世帯全員が住民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計	軽減前	0.75	53,300円
第3段階	所得金額 ^(*2) と課税年金収入額の合計額が120万円を超え る方	軽減後	0.70	49,800円 0.05 軽減額
第 4 段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、本人 の前年の年金以外の合計所得金額 ^(*2) と課税年金収入額の 合計額が80万円以下の方	0.8	80	56,800円
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、本人 の前年の年金以外の合計所得金額 ^(*2) と課税年金収入額の 合計額が80万円を超える方	注民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、本人 D年金以外の合計所得金額 (*2) と課税年金収入額の 1.00 (基準額)		·
※上記の年金収入額には遺族・障害年金などの住民税がかからない年金は含めません。 ※第 1・2・3 段階の方の保険料は公費投入により軽減されています。 ※以下は本人に住民税がかかっている場合に該当する所得段階です。				
第6段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 (*2) が125万円 未満の方	1.	15	81,700円
第 7 段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 ^(※2) が125万円 以上210万円未満の方	1.	25	88,800円
第8段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 ^(*2) が210万円 以上320万円未満の方	1.	50	106,500円
第9段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 ^(*2) が320万円 以上500万円未満の方	1.0	65	117,200円
第10段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 ^(※2) が500万円 以上800万円未満の方	1.	75	124,300円
第 11 段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 ^(※2) が800万円 以上1,000万円未満の方	2.	00	142,000円
第12段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 ^(※2) が1,000万 円以上1,500万円未満の方	2.	15	152,700円
第13段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 ^(※2) が1,500万 円以上2,000万円未満の方	2.	30	163,300円
第14段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 ^(※2) が2,000万 円以上の方		45	174,000円
(※1) 明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの方や、一定要件を満たす大正 5 年 4 月 1 日以前生まれの方が受けている年金です。				

(※1) 明治44年4月1日以前生まれの方や、一定要件を満たす大正5年4月1日以前生まれの方が受けている年金です。

8

保険料(年額)

2

険料

総 合

事

費

正しい使い方

負担割合

^(※2) 上記の合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の 金額、株式等の繰越控除を受けている場合はその適用前の金額です。税制改正に伴う個人所得課税の見直し後の金額となります。租 税特別措置法に規定される長期又は短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は控除後の金額となります。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

納め方は受給している年金^{*}の額によって2通りに分かれます。なお、保険料の納め方を選択 することはできません。市からの通知により、決定した納付方法にてお支払いをお願いします。 ※受給している年金とは、老齢、退職(老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金)もしくは障害または 死亡を支給事由とする年金です。老齢福祉年金および老齢厚生年金は対象にはなりません。

特別徴収

年金が年額18万円以上の方→年金から【天引き】になります

●保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。



仮徴収とは?

65歳以上の方の介護保険料は、住民税の課税状況が確定してから、7月頃 に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険料での徴収が できないため、仮に算定された保険料での徴収となります。これを仮徴収と いいます。通常は、前年度の2月と同額になります。

本徴収(本算定賦課)とは?

10月、12月、2月は、確定した 年間保険料額から仮徴収分を 除いた額を3回に分けて徴収し ます。これを本徴収といいます。

普通徵収

年金が年額18万円未満の方→【納付書】や【□座振替】で各自納めます

●市から送付される納付書や□座振替で、納期限までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は 口座振替が便利です。



口座振替が 便利ね

手続き

10

①介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)、□座振替依頼書を用意します。

- ②取り扱い金融機関または高齢福祉課(いずみプラザ)で「口座振替依頼書」に必要 事項を記入し、申し込みます。
- ※□座振替依頼書がお手元にない場合は、高齢福祉課(いずみプラザ)までお問い合わせください。
- ※□座振替の納期ごとの申込期限は、□座振替の依頼書をご参照ください。
- ※□座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。
- ※取り扱い金融機関は□座振替依頼書をご確認ください。

保険料を滞納すると?

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付 が一時差し止めになったり、本来1割~3割である利用者負担が3割ま たは4割になる措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

【1年間滞納した場合】

●サービス利用時の支払い方法の変更 (償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担 しなければならなくなります。(9割~7割相当分は後日、 市区町村窓口で受領します。)

【1年6カ月間滞納した場合】

- ●保険給付の一時差し止め
- ●差し止め額から滞納保険料を控除

市区町村から払い戻されるはずの給付費(9割~7割相当分) の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられ ます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額を滞納保険 料に充当する場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

- ●利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費等の支給停止

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割~3割である利用 者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サー ビス費等が受けられなくなったりします。

納付が 難しいときは・・・

災害や扶養者の方の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、 保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。

困ったときは、お早めに高齢福祉課(いずみプラザ)にご相談ください。

保険料はいつの分から納め始めるのですか?



保険料は、65歳の誕生日の前日の 属する月の分から納めます。

- 例 8月1日が65歳の誕生日の方
 - → 7月分から納めます
 - 8月2日が65歳の誕生日の方
 - → 8 月分から納めます

わたしは・・・?

7月

前日が属する7月分から 納めます。

8月 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

くみ

保険料

サービス利

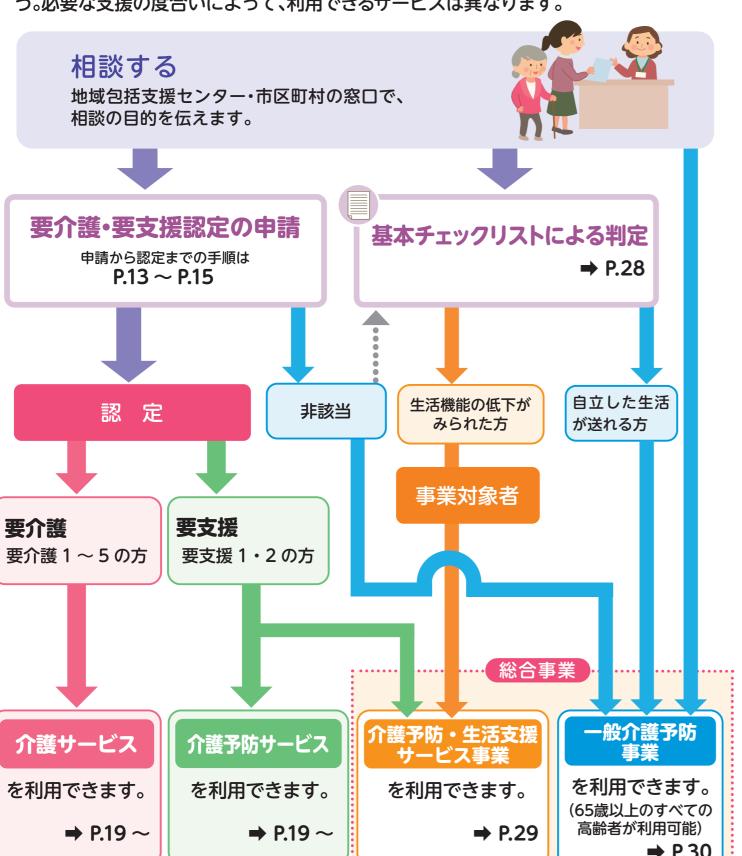
サービス

総合事業

費用

介護保険サービス 利用の手順

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



要介護・要支援認定の申請

介護保険サービスを利用するときは「要介護・要支援認定」を受ける必要があります。 ※市区町村・地域包括支援センターの窓口で申請します。

要介護・要支援認定の申請

申請は、本人のほか家族でもできます。

申請に必要なもの

▼申請書

窓口に置いてあります。

✓ 介護保険被保険者証

40~64歳の方は医療保険の保険証が必要です。

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。 申請の前に主治医に、主治医意見書の記載が可能かご確認ください。



お住まいの市区町村の介護保険担当窓口または地域包括支援センターへ申請

主治医とは

かかりつけのお医者さんなど、本人の心身の状態を普段からよく知っている医師などのことです。

また、介護が必要となる要因となった病気がある場合には、その治療を担当している医師のことも主治医といいます。



介護保険 ①&人

自分や家族が申請できないときには どうしたらよいの?



申請を代行してもらうことができます。

地域包括支援センターや法令で定められた居 宅介護支援事業者、または介護保険施設など へご相談ください。



要介護・要支援認定

申請をすると、訪問調査が行われ、その結果などをもとに介護や支援が必要かどうかを判断するための審査・判定が行われます。



訪問調査

市区町村の担当職員などが 自宅などを訪問し、全国共 通の調査票をもとに心身の 状態などについて聞き取り 調査を行います。



【訪問調査の主な調査項目】

基本調査

- 麻痺などの有無
- ●拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- ●両足での立位保持
- ●歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位

- ●洗身
- つめ切り
- 視力・聴力
- 移乗・移動
- えん下・食事摂取
- 排泄
- ●清潔
- ●衣服の着脱
- X版の 看版 ● 外出頻度
- ●意思の伝達

- ●記憶・理解
- ●問題行動
- 薬の内服金銭の管理
- ●日常の意思決定
- 社会生活への適応
- 日常生活自立度
- など

主治医の意見書

市区町村の依頼により主治医が意見書を作成します。



一次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに 入力し、一次判定を行います。



二次判定

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。

介護保険 ()&人



適切な認定結果が出るかどうか 心配です



調査のときは、自分の状態を正しく伝えましょう。

要介護・要支援認定では、訪問調査の結果が重要な判定基準になります。訪問調査のときに普段と違う振る舞いをしてしまうと適切な認定結果が得られないことがあります。 調査を受けるときは、ありのままの状態を調査員にみてもらうことが大切です。

認定結果の通知

市区町村が認定します。

原則、申請から30日以内に認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

★ 確認しましょう

負担割合

所得に応じて、1割、2割、3割のいずれかになります。

要介護状態区分

認定区分によって、利用できるサービスが異なります。

|認定の有効期限

新規申請は原則12カ月、更新申請は原則 12~48カ月、区分変更申請、要支援者の 新規要介護申請は原則12カ月です。

支給限度額

認定区分ごとの支給限度額です。 (31ページ参照)

要介護状態区分

要介護 1~5

介護 サービス サービス利用までの流れ……16ページサービスを選ぶ…………19ページから

利用できるサービス

要支援 1・2

非該当

介護予防 サービス

サービス利用までの流れ······17 ページ サービスを選ぶ·······19 ページから

介護予防・日常生活支援総合事業

事業利用までの流れ……17ページ

介護予防・生活支援サービス事業 …… 29 ページ

一般介護予防事業 …………………………… 30 ページ

介護保険 ① & △

認定結果に 納得できないときは…



要介護・要支援認定の結果への疑問や不服がある場合は、 まずは、市区町村の窓口に相談しましょう。

もし相談しても納得できない場合は、通知があった日から3か月以内に都道府県の「介護保険審査会」に不服申し立てができます。

くみ

保険料

手順用の

サービス に ス

合事業

総

費用

正しい使い方

ケアプランを作成し、サービスを利用します

要介護1~5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支 連絡します。また、要支援1・2と認定された方および総合事業の介護予防・生活支援サー

ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用する かを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れる ようになりたいか、という希望をしっかり伝えましょう。

援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に

ビス事業対象者は地域包括支援センターに連絡します。

要介護 1 ~ 5 と認定された方

利用するサービスを選ぶ

居宅サービス

居宅介護支援事業者に連絡

- ●市区町村などが発行する事業者一覧の なかから居宅介護支援事業者(ケアマネ ジャーを配置しているサービス事業者) を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーと契約*します。

施設サービス p.25

介護保険施設に連絡

入所前に見学するな どサービス内容や利用 料について検討した上 で、施設に直接申し込 み契約^{*}します。



ケアプランの作成

担当のケアマネジャー と相談しながらケアプ ランを作成します。



ケアプランの作成

入所する施設のケアマ ネジャーと相談しなが らケアプランを作成し ます。



居宅サービスの利用

サービス提供事業者と 契約^{*}し、ケアプランに そって、居宅サービスを 利用します。



利用できるサービス 19ページから

サービスを利用します

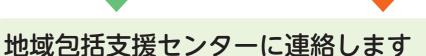
ケアプランにそっ て、施設サービス を利用します。



要支援1・2 と認定された方

事業対象者 と認定された方

非該当 と判定された方

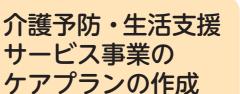


地域包括支援センターに介護予 防サービスまたは総合事業の介 護予防・生活支援サービス事業 の連絡、相談をし契約*します。



介護予防サービスの ケアプランの作成

地域包括支援センターなど の職員と相談しながら介護 予防ケアプランを作成しま す。



地域包括支援センターなどの 職員と相談しながら介護予防 ケアプランを作成します。



介護予防サービスの 利用

サービス提供事業者と契 約*し、ケアプランにそっ て、介護予防サービスを 利用します。

利用できるサービス 19 ページから 介護予防・牛活支援サービス事業は29ペーシ

介護予防・生活支援 サービス事業の利用

サービス提供事業者と契約^{*} し、ケアプランにそって、総合 事業の介護予防・生活支援サー ビス事業を利用します。

利用できるサービス 29 ページ

一般 介護予防事業 に参加

利用できる事業 30 ページ

※契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

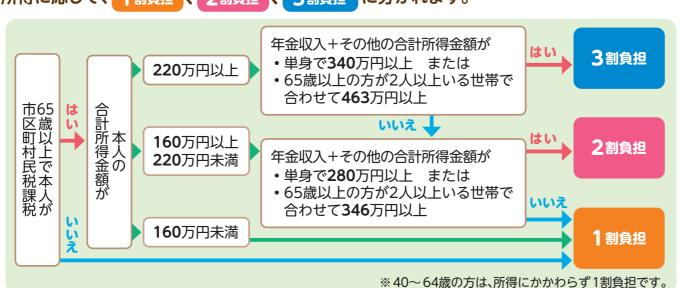
サービスにかかる費用・種類

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所 する「施設サービス」があります。また、居宅サービスには、住み慣れた地域を離れず に生活を続けられるように事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる 「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービス等の自己負担割合

介護保険サービスまたは、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときは、 原則として実際にかかる費用の1~3割を支払います。

所得に応じて、1割負担、2割負担、3割負担に分かれます。



● 介護保険サービスの支給限度額が設けられています

介護保険サービスは、要介護度ごとに利用できる支給限度額が決められています。支給限度額を 超えて利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

■サービスの支給限度額 (1カ月)のめやす

18

要介護度	支給限度額
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- ●特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- ●地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※上記もほかのサービスと同様の一部負担で利用できます。 ※介護予防サービスについても同様の扱いとなります。
- ※施設に入所して利用するサービスは、支給限度額に含まれません。

【上限を超えて利用した場合】



※費用は施設の体制などにより異なります。

※自己負担は1~3割です。本冊子は自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

成

す

を

訪

問

5

う

居宅介護支援(介護予防支援)

居宅介護支援事業者のケアマネジャー

(地域包括支援センターの職員) がケア

プランの作成をおこないます。

※ケアプランとはどのようなサービスをど のくらい利用するかを決めた計画書のよ うなものです。



要介護 1~5

ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

①自宅を中心に利用するサービス

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、 身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- ●食事、入浴、排せつのお世話
- ●衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

●住居の掃除、洗濯、買い物 ●食事の準備、調理 など

1回あたりの自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	30分~1時間未満	438円	
生活援助 中心	45分以上	249円	

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回) 110円

※36~39ページにもサービス内容について掲載しています。

ご注意ください!

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

●本人以外の家族のための家事

●ペットの世話

●預金の引き出し、預け入れ など

※詳しくは、P37 をご参照ください。

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、 入浴の介助を受けます。

1回あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護1~5 1,393円

要支援1.2 942円 要支援**1・2** の方の 訪問型サービス (生活援助)は

19

<

み

宅を訪 問 て も

< み

訪問看護(介護予防訪問看護)

①自宅を中心に利用するサービス

訪問看護師に自宅を訪問して もらい、病状の観察や療養上必 要なお世話を受けます。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす【30分未満の場合】

要介護度	病院・ 診療所から	訪問看護 ステーションから
要支援 1・2	421 円	498 円
要介護 1~5	440円	520円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

要介護 1~5 **1・2**

リハビリの専門家に訪問してもらい、 自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす 【20分以上】

> 1 回 333円

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)



医師、歯科医師、薬剤師、 歯科衛生士などに訪問し てもらい、薬の飲み方、食 事など療養上の管理・指 導を受けます。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす 【単一建物居住者一人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)

514円

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を受けられ る訪問介護、緊急時など、利用者の求め に応じて介護を受けられる随時対応の 訪問介護などがあります。

「地域密着型サービス」

自己負担(1割)のめやす

基本料 1 カ月	1,133円
定期巡回1回	427円
随時訪問 1 回	650円

※要支援の方は利用できません。

定期巡回•随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職 員と看護師の定期的な訪問を受 けられます。また、通報や電話な どをすることで、随時対応も受 けられます。



※要支援の方は利用できません。

「地域密着型サービス「

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	6,296円	9,185円
5	5	5
要介護 5	28,541円	32,710円

12

通

つ て

利

開す

通所介護【デイサービス】

要支援**1・2** の方の 通所型サービスは

デイサービスセンターで、食事・入浴 などの介護や機能訓練が日帰りで受 けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練 (個別機能訓練)
- 食事に関する指導など (栄養改善)
- ●□の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込み の訓練法の指導など (口腔機能向上)

メニュー等を選択して利用できます。

1回あたりの自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設/

7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	700円
\$	\$
要介護 5	1,220 円

※送迎を含む。

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

地域密着型通所介護

要支援**1・2** の方の 通所型サービスは 29 ページ

「地域密着型サービス」

定員18人以下の小規模な通所介護施設 で、食事・入浴などの介護や機能訓練が 日帰りで受けられます。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす 【7~8時間未満の利用の場合】

801円
5
1,397円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

20

①自宅を中心に利用するサービス

4

設 7 7 利

通

用 す

る

通所リハビリテーション

【デイケア】(介護予防通所リハビリテーション)



介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受 けられます。

1回あたりの自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設/

7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	820円
\$	5
要介護 5	1,483 円

※送迎を含む。

※食費、日常生活費は別途負担となります。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,224円
要支援 2	4,331 円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症对応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)





「地域密着型サービス 認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、

機能訓練を日帰りで受けられます。

1回あたりの自己負担(1割)のめやす 【7~8時間未満利田」た場合】

要介護度	単独型	併設型
要支援 1	931 円	835円
要支援 2	1,039円	934円
要介護 1	1,075円	966 円
5	5	5
要介護 5	1,543 円	1,382円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。 **障がい福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなります。(逆の場合も同じ)**





共生型サービス事業所 障がい福祉サービス事業所等

介護保険事業所

【対象サービス】

訪問介護 デイサービス ショートステイ 等

障がい福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、なじみの 事業所でサービスを受け続けることが難しいという問題がありま した(65歳以上で公的サービスを受ける場合、介護保険が優先 されるため)。この問題を解消するために [共生型サービス] が創 設されました。

低所得の障がい者の方のための負担の軽減が行われます。 ⇒33ページ

短

期

間

施

設

に泊ま

短期入所生活介護

【ショートステイ】(介護予防短期入所生活介護)

要支援 1·2

要介護 1~5 要支援 1・2

<

み

保険料

手順手が用の

総

合

事 業

費 用

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けら れます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	多床室	要介護度	多床室
要介護 1	646円	要支援 1	483円
要介護 5	947円	要支援 2	601円

短期入所療養介護

【医療型ショートステイ】(介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短 期間入所して、医療によるケ アや介護、機能訓練などが受 けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護老人保健施設基本型の場合】

要介護度	多床室	要介護度	多床室
要介護 1	884円	要支援 1	652円
要介護 5	1,116円	要支援 2	821円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

※居室の種類についてはP.25へ

複通 合い 的を な中 サ心 1 2 スた

小規模多機能型居宅介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来 てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受 けられます。



1カ月あたりの自己負担 (1割) のめやす【事業所と同一の建物 に居住していない場合】

要支援 1	3,724円
要支援 2	7,525円
要介護 1	11,289円
│	29,368円

※食費、日常生活費、宿泊費は 別途負担となります。

保険料

開す

手順手順の

要介護 1~5

特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設入居者生活介護)



有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。 食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

サービスは、包括型(一般型)と外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。



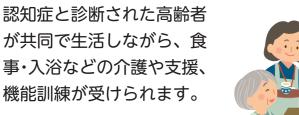
1日あたりの 自己負担(1割)のめやす 【包括型(一般型)】

要支援 1	195円
要支援 2	333円
要介護 1	575円
5	5
要介護 5	862円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】

(介護予防認知症对応型共同生活介護)





地域密着型サービス

1日あたりの 自己負担(1割)のめやす 【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	799円
要介護 1	804円
5	5
要介護 5	902円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。 ※要支援1の方は利用できません。

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

「地域密着型サービス)

定員29人以下の小規模な介護老 人福祉施設で、食事・入浴などの介 護や健康管理が受けられます。

18

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室
要介護 3	858円
5	5
要介護 5	1,006円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。 ※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

②介護保険施設で受けるサービス

設

に

移

4)

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

要介護3~5

つねに介護が必要で、自宅では介護が できない方が対象の施設です。食事・ 入浴など日常生活の介護や健康管理 が受けられます。 1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

,	
要介護度	ユニット型個室
要介護 3	25,408円
5	S
要介護 5	29,766円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	多床室
要介護 1	25,248円
5	\$
要介護 5	32,137円

介護療養型医療施設(令和6年3月末まで)

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

要介護度多床室要介護 121,980円分分要介護 536,718円

介護医療院(平成30年4月から)

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

 要介護度
 多床室

 要介護 1
 26,433円

 分
 分

 要介護 5
 43,639円

居室の種類については、右表の ように区分けされます。

- ※施設サービスの費用は、要介護度や 施設の体制、部屋のタイプによって 異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途負担 となります。
- ※自己負担は1~3割です。本冊子は、 自己負担1割の費用をめやすとして 掲載しています。

	居室の種類	
ユニット型個室	共有リビングがある完全個室部屋	
ユニット型個室的多床室	共有リビングがある簡易個室部屋	
従来型個室	共有リビングがない個室部屋	
多床室	相部屋	

③生活環境を整えるサービス

व

環

境

を

整え

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。 原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、10~4 のみ利用できます。 (3) は、要介護4・5の方のみ 利用できます。



実際にかかった費用の1~3割 を自己負担します。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- 🚯 歩行器
- 2 スロープ(工事をともなわないもの)
- 4 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)

6 車いす

- 原ずれ防止用具
- ⑤ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等) (1) 体付変換器(起き上がり補助装置を含む)

7 特殊寝台

- 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑤ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、ス 12 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、 段差解消機、階段移動用リフトを含む)
- (3) 自動排せつ処理装置

(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1~3の方も利用できます)

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問な点は事業者に相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定さ れています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
- ①貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
- ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)





購入費支給の対象は、次の6種類です。

申請が必要です

- ●腰掛便座(便座の底上げ部材を含む) ●簡易浴槽
- ●自動排せつ処理装置の交換部品
- ●移動用リフトのつり具の部分
- ●排せつ予測支援機器
- ●入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)

年間10万円が上限で、その1~3割が自己負担です。費用が10万円 かかった場合、1~3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業 者から購入した場合は、 支給の対象になりません のでご注意ください。

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対 して、要介護区分に関係なく20万円を上 限として費用の7~9割が住宅改修費と して支給されます。

- ●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、 ケアマネジャーか市区町村の窓口に相談しま しょう。
- ●住宅改修のサービスを受けるには、要介護認 定を受けていることが前提となります。

また、住宅改修を利用するときには、複数の 業者から見積りをとりましょう。

○介護保険の対象となる工事の例

- ●手すりの取り付け
- ●段差や傾斜の解消
- ●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ●開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- ●和式から洋式への便器の取り替え
- ●その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合が あります。

事前と事後に 申請が必要です



和式便器から 洋式便器への取り替え 段差の解消

利用限度額/20万円まで(原則1回 限り)

20万円が上限で、その1~3割が自己負担

- ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に 分けて使うこともできます。
- ※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高く なった場合、再度支給を受けることもできま
- ※本人や家族などが住宅改修を行ったときに は、材料の購入費が対象となります。

○手続きの流れ【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談•検討

●地域包括支援セン ターやケアマネジ ャーに相談します。

●工事を始める前に、 市区町村の窓口に、 住宅改修が必要な理 由書や申請書、改修 予定箇所の写真(日 付入り)等、必要書類 を提出し、改修の申

請をします。

工事・支払い

- ●市区町村の審査結果 を受けてから着工し
 - ●改修後、写真を撮影 します(日付入り)。
 - ●改修費用をいったん 全額自己負担して事 業者に支払います。

払い戻し(工事完了) の手続き

●工事が完了したら、 市区町村の窓口に写 真や領収書等を提出 し、改修が終わった ことを伝えます。

払い戻し

●工事が介護保険の 対象であると認めら れた場合、20万円 を限度に工事代金の 7~9割が支給され

介護予防・日常生活支援総合事業

住み慣れた地域で暮らしていけるように、総合事業でみなさんをサポートします。

介護予防・日常生活支援総合事業 (以下、総合事業といいます)とは、市区町村主体で行 う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方々を対象にその方の状態に合わ せた様々なサービスを提供する事業です。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介 護予防・生活支援サービス事業 と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予 防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

基本チェックリストによる判定

介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、要支援認定を受けるか、基本チェックリス トによる判定を受ける必要があります。要介護・要支援認定で非該当と判定された場合でも、 基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者と認定された場合には 介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

窓口へ

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター、 またはお住いの市区町村の介護保険担当窓口で相 談します。

【対象者】

65歳以上の方

※本人が窓□へ行く必要があります。

記入

基本チェックリストの質問項 目について、本人の状態にあて はまる選択肢を選びます。

⇒ 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下し ていないかを確認するための25項目からなる質問票です。 基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めば よいかがわかります。

判定

窓口で職員が基本チェックリストを確認し、介護予防や生活支援が必要な方(介護予防・生活 支援サービス事業対象者)かどうかを判定します。

判定結果

介護予防・日常生活支援総合事業

事業対象者

介護予防・生活支援サービス事業 ➡ 29 ページ

非該当

一般介護予防事業 → 30 ページ

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、利用者のニーズにこたえられるよう、生活支援などの多 様なサービスが提供されることが期待されています。ニーズにあったさまざまなサービスを提 供するためには、既存の事業者だけでなく、住民によるボランティアやNPO、民間企業などが 参加することが必要になってきます。

- 対象者 ①要支援1・2の方
 - ②基本チェックリストにより事業対象者となった方 (要支援に相当する方を想定しています)
 - ※令和3年4月から、介護予防・生活支援サービス事業 (サービスBのみ) を利用していた方 が、要介護1~5となったとき、本人が利用を希望し、市区町村が必要と判断すれば利用で きます。

サービスの内容に応じて、市区町村が単価や利用者負担を設定します。

記載した東業は 一例です 市区町村によって担併されるサービフは 異なります

事業例 記載した事業は、一例です。市区町村によって提供されるサーヒ人は、異なります。		
事業名	内容	
訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援。 自分でできない日常生活上の行為が ある場合、ホームヘルパー等が訪問 し支援が受けられます。	
通所型サービス	機能訓練などの通所型サービス。 運動機能の向上・栄養改善・口腔機能 の向上といった選択サービスも受ける ことができます。	
介護予防 ケアマネジメント	総合事業によるサービスが適切に提 供できるよう、ケアプランの作成を 行います。	











一般介護予防事業

各種事業に参加する人を増やすとともに、集いの場が増えていくような地域づくりを進めま す。リハビリの専門職等が住民主体の集いの場などに関わることで介護予防のための人材を 育てるとともに、活動内容を充実させます。

65歳以上(第1号被保険者)のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方。

下記に記載した事業は一例です。

事業名	内容
通所型介護予防マシン 筋力トレーニング事業	「介護予防マシン筋トレ」は、参加期間中にご自身で卒業後の介護予防の取り組み方と地域参加について考えます。マシンを使用した筋力トレーニングに初めて取り組む方、体力に自信のない方でも自分にあった負荷からトレーニングできます。
介護予防講演会	介護予防の知識普及のための講演会を年 1 回開催します。
介護予防教室 転倒予防教室 体力測定会 等	各地域包括支援センターで実施します。 市報をご覧ください。
地域介護予防活動 支援事業	市内に令和5年3月時点で32グループが 集いの場として活動しています。集いの場 づくりと集いの場で介護予防を目的とした 運動「暮らしを拡げる10の筋力トレーニ ング」の取組支援をします。
介護予防推進員	身近な地域で介護予防活動を広めるため、介護予防推進員 養成講座、ミーティング、フォローアップ講座を実施します。

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1~3割を支払います。 自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

● 介護保険サービスは1~3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1~3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに 1カ月に1~3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。 限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分が全額自己負担になります。

■サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

支給限度額の範囲内でサービスを 利用した場合は、1~3割の自己 負担となります。

支給限度額を超えてサービスを利 用した場合は、超えた分が全額自 己負担となります。





■支給限度額に含まれないサービス

•特定福祉用具購入

費用の支払い

- ・居宅介護住宅改修
- ·居宅療養管理指導
- ・特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く) ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ・認知症対応型共同生活介護 (短期利用を除く)
- ·地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※介護予防サービスについても同様です。
- ・介護保険施設に入所して利用するサービス

事業者を選ぶために…

介護事業者情報検索システム (https://carepro-navi.jp/kokubunji) およびニコニコガイド (年1回 1月発行・冊子)にて、国分寺市をサービス提供地域としている都内市区町村の事業者を中心に掲載をし ています。

介護事業者情報検索システムには最新の事業者情報のほか、居宅介護支援事業 者の空き情報も掲載しています。

ニコニコガイドは、高齢福祉課窓口および市内に6カ所ある地域包括支援セン ター等でも配布しています。ご活用ください。



しくみ

同じ月に利用した介護サービス利用者負担 (1~3割) の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- ●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- ●同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

自己負担が高額になったときの負担軽減

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- ●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- ●同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- ●計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間です。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

70 歳未満の方

	区分	限度額
基	901 万円超	212万円
準総	600万円超~901万円以下	141万円
所得	210万円超~600万円以下	67万円
額	210万円以下	60万円
市	区町村民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方※

区分	限度額
課 690万円以上	212万円
7	141万円
得 145万円以上380万円未満	67万円
一般(市区町村民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(市区町村民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方 (年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

※後期高齢者医療制度の対象者も含みます。

低所得の障がい者の方のための負担軽減

一定の要件を満たした方が障がい福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用者負担分が軽減されます。詳しくは、障害福祉課にお問い合わせください。

- 【要件】 ① 介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス (居宅介護、生活介護等) に係る支給決定を65 歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
 - ② 障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス (訪問介護、通所介護等)を利用する方
 - ③ 障害支援区分2以上であった方
 - ④ 市区町村民税非課税者または生活保護世帯の方
 - ⑤ 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

施設サービス費の

1~3割

居住費 (滞在費)

施設サービスを利用したときの費用

+

食費 日常生活費 (理美容代など)

自己負担

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

	食費							
従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室					
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円				

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

	利用者	2		預貯金等の	居住費 (滞在費)				
負担段階		所得の状況 ^{※1}		資産 ^{*2} の状況	従来型 個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	食費
	1	生	舌保護受給者の方等 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490 円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	2	世帯全員が住民	前年の年金収入額 (非課税年金を含む) + その他の合計所得金額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490 円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
	3-①	が住民税非課	前年の年金収入額(非課税年金を 含む) +その他の合計所得金額が 80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
	3-2	非課税	前年の年金収入額(非課税年金を含む) + その他の合計所得金額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

- ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- 【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
- ※ 1 住民票上世帯が異なる (世帯分離している) 配偶者 (婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外) の所得も判断材料とします。
- ※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- *第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

介護保険サービスの正しい使い方

介護保険サービスを利用する上で大切なことは、どんな生活を送りたいかという目標を 持ち、実現のために役立つサービスを上手に選ぶことです。そのためには、サービスの 使い方をきちんと理解しておく必要があります。

自立した生活を続けるために



ケアプランは家族やケアマネジャーに 全てお任せで大丈夫?

ケアプランは生活の設計図。自立した生活を続けるために、 目標や希望を積極的に伝えましょう。

ケアプランの作成を任せきりにしてしまうと…

「よく分からないから」と言って、ケアプランの作成を家族やケアマネジャーに任せてしまう

改善したいことがはっきりしないまま、 介護サービスを受けてしまう



ケアプラン作成の流れ

1 改善したいことや希望を担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの 担当職員に率直に伝えます

> 身の回りの掃除は 自分でやりたい!



2 目標を設定します

6カ月後に、 部屋の掃除を自分で できるようになる!



要介護度が上がって

3 ケアプランの原案を よく検討しましょう



ケアプラン チェックポイント

- □ サービス内容などケアマネジャーから詳しい説明があったか
- □ 不必要なサービスはないか □ 目標や希望は達成できそうか
- □ 経済的に負担は大きくないか □ 家族の負担は軽減されるか

4 一定期間後、目標が達成されているか評価します



ケアプランが自分に合わないと感じたら… サービスの利用途中でもケアプランの見直しができ よす。遠慮なくケアマネジャーに相談しましょう。

27

自分でできることも、面倒だから ヘルパーさんに頼んじゃおうかな…?

要介護度を悪化させないためにも、できることは自分で行い、介護予防に取り組みましょう。



◆介護予防はなぜ大切?

体を使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽いのに、足腰が弱くなったからといって家に閉じこもりがちになると、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまうことがよくあります。

介護状態の予防・改善のために心がけること



できないことを補助 してもらうだけでな く、できることを増や していきましょう。



できる範囲のことは 自分で行うようにし て、介護状態の悪 化を防ぎましょう。

通うサービスはなぜいいの?

介護が必要になると、外に出る機会が少なくなりがちです。そこで、サービスを選ぶときに軸としたいのが「通所サービス」です。運動量が増えることなどにより、できることが増え、外に出ることで気分転換にもなります。また、利用者同士の交流で社交性を取り戻すというメリットもあります。



3/

訪問介護で頼めること・頼めないこと



せっかくヘルパーさんが来てくれるのだから、 いろんなことをお願いしたいな

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超える ことなど、介護保険の給付対象外となる行為はお願いできません。



◆訪問介護で提供するサービス

〈身体介護中心〉

主に利用者の身体に直接接触して介助サービスを行う

- ●食事介助
- ●排せつ介助
- ●起床、就寝介助
- ●入浴介助、洗顔・歯磨きなど
- ●体位変換
- ●服薬確認
- ●移動、移乗介助
- ●外出介助 ※日常生活上、必要な範囲を超える外出介助は頼む ことができません。詳しくは、37・39ページを ご覧ください。

〈生活援助中心〉

身体介護以外の訪問介護で、掃除や調理な どの日常生活の援助を行う

- ●掃除、ゴミ出し
- ●洗濯
- ベッドメイク
- ●衣類の整理、被服の補修
- ●調理、配膳
- ●買い物、薬の受け取り



給付対象外のお願いをしないために

どのようなサービスを希望するのか、そのサービスが介護保険の対象に なるのかなど、ケアプランを作成するときにケアマネジャーと具体的に 話し合い、確認しましょう。



介護保険の給付対象外になる行為

利用者本人以外の ための行為



例えば…

- ・利用者以外の洗濯・調理・布団干し
- ・自家用車の洗車・掃除
- ・来客の応接
- ・主として利用者が使用する居室等 以外の掃除 など

●日常生活の家事の範囲を 超える行為



例えば…

- 花木の水やり
- ・話し相手のみ、留守番
- ・ペットの世話 ・除雪、雪下ろし
- ・草むしり ・大掃除、窓のガラス磨き、 床のワックスがけ

●リハビリや医療行為

リハビリや医療行為をホームヘルパーに頼むことは できません。

- ※リハビリは訪問リハビリテーションを、医療行為は訪問看護 を利用しましょう。
- ※一定の条件のもとで頼むことができる場合があります。ケ アマネジャーに確認しましょう。

●金銭・貴重品の取り扱い

預貯金の引き出しなどは、トラブルの原因に なるので、頼むことはできません。成年後見 制度*を利用しましょう。

※認知症などにより判断能力が不十分な方が不利益 を被らないよう、財産管理や契約・申請などの法律 行為を援助してくれる人を選んでもらう制度です。



●利用者本人が不在のとき

訪問介護は、利用者の安否確認や健康チェ ック等も同時に行うため、通所サービスの 利用中や外出中に訪問介護を利用するこ とはできません。



サービスの内容によっては「介護保険外」のサービスとして受けることができます。希望すると きは、ケアマネジャー、サービス提供事業者に相談しましょう。

保険料

サービス

同居する家族がいるけれど、 ヘルパーさんに部屋の掃除をお願いしよう

原則として、同居家族がいる場合は「生活援助」のサービスを受ける ことができません。※「身体介護」と「生活援助」の区別については、36ページをご覧ください。



訪問介護サービスの生活援助は、次のような理由によって利用者やその家族が行うことが困難 であると認められた場合、利用することができます。

- ●利用者の家族等が障害や疾病等により家事ができない場合
- ●利用者の家族等が障害や疾病等でなくても 同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合

例えば・・・

- ・家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合
- ・家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまうおそれがある場合
- ・家族が仕事で不在の時に、行わなくては日常生活に支障がある場合

身体介護については、 家族の状況に関わらず 利用できます。





趣味の映画鑑賞に行くときにも、 ヘルパーさんに介助してもらいたいな

日常生活上、必要な範囲を超える外出介助は、 訪問介護サービスの対象外です。





趣味のための外出

日用品の買い物など、 日常生活上必要な外出

●外出介助として不適切なもの

例えば…

- ・日用品以外の買い物
- ・ドライブ
- ・パチンコ、カラオケ、映画鑑賞
- 冠婚葬祭
- 外食
- 散歩 (ただし状況により適切な場合もあるの で、ケアマネジャーに確認しましょう)

●外出介助として適切なもの

例えば…

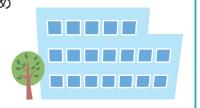
- ・日用品の買い物
- ・ 選挙の投票
- ・サービス事業所や介護保険施設の見学
- ・官公署への届け出
- 通院

(病院での待ち時間は介護保険の対象 外です)

病院内でも不安だから、ヘルパーさんについてきてほしい…

病院内は、原則的に病院側のスタッフが介助を行うため、単なる待ち時間など は介護保険の対象外となります。ただし、下記のように例外的に必要だと認め られた場合は、ケアプランに位置付けた上で介護保険の対象となります。

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・認知症などにより見守りが必要な場合
- ・排せつ介助が必要な場合 など



福祉用具・住宅改修



介護保険が利用できるなら、福祉用具は たくさんあった方が便利そうだな

福祉用具に頼りすぎていると、逆に自立の妨げになったり、 症状を悪化させたりする場合もあります。

福祉用具の上手な利用のために



入院することになったら、 福祉用具は返却しましょう

介護保険で借りた福祉用具を返却せずに入院して しまうと、全額自己負担になってしまいます。早めにケ アマネジャーに伝えて返却しましょう。

上手な利用の

ります。

いづらいものです。

チェックポイント

利用中の方でも、疑問点などがあったらケアマネジャー や福祉用具専門相談員に相談しましょう。

- □ 使う人の身体に合っていますか? 身体に合わない福祉用具は、身体を痛める原因にな
- □ 本人や介護者が無理なく操作できますか? 操作が多すぎると面倒になってきます。 また、力が弱い方の場合、大きな力が必要なものは使
- □ 今のままの住居の中で使えますか? 段差があるとスムーズに動けない場合があります。
- □ 車いすや特殊寝台は本当に必要ですか? 自立の妨げにならないか、よく検討しましょう。
- □ 介護保険の指定を受けている事業者ですか? 指定を受けていない事業者から購入した場合には、介 護保険の対象にはなりません。
- ※福祉用具貸与・特定福祉用具購入品目については、 26ページをご覧ください。

利用前に機能や価格について説明を受けましょう

福祉用具貸与の適正な利用を促進するために、事業者には機能や価格帯の 異なる複数商品を提示することが義務付けられています。

また、貸与価格には全国平均価格をもとにした上限額*が設定され、商品の 特徴や貸与価格とともに全国平均価格等についても説明することが義務付 けられました。

※上限額を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となるのでご注意ください。

指定事業者に所属してい 福祉用具専門相談員から 必ず説明を

この際だから、いろんなところを 住宅改修したいな

介護保険の対象となる工事は決まっています。 ケアマネジャーか市区町村の窓口に確認・相談しましょう。

介護保険の対象となる工事

- ●開き戸から引き戸等への扉の取り替え (ドアノブの変更・戸車等の設置)
- ●和式便器から洋式便器への取り替え
- ●手すりの取り付け -
- 段差の解消・
- ●滑りにくい床材・移動しやすい床材 への変更
- ●その他これらの各工事に付帯して 必要な工事



住宅改修する前に

★ チェックポイント

□ いろんな人の意見を参考にしていますか?

一度住宅改修を行うと、簡単にやり直すことはできません。 家族やケアマネジャーなどの意見をよく聞きましょう。

□ 費用は確保できますか?

利用限度額は要介護区分に関係なく20万円まで(原則1回限り)で す。そのうち1~3割を利用者が自己負担します。

1回の改修で20万円を 使い切らずに、数回に 分けて使うこともできます。

家具の配置換えや福祉用具の

利用などで、問題が

解消される場合もあります。

□ 事前申請の準備はできていますか?

事前に市区町村へ申請していないと、介護保険の対象になりません。

□ 信頼のできる事業者ですか?

中には高額な工事をすすめられるケースもあります。複数の事業者 から見積もりをとるなどして、比較検討しましょう。



申請には、住宅改修が必要な理由 書や申請書、改修予定箇所の写真 (日付入り)等が必要です。

施設に泊まるサービス



ショートステイの日数に制限はあるの?

原則、連続した利用は30日までです。31日目は全額自己負担になります。また、利用日数は認定有効期間の半数を超えないことが目安です。

ショートステイの利用目的

ショートステイの目的は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、利用者の孤立感の解消、心身機能の維持回復、介護する家族の負担軽減を図ることです。

主な 対象者の 条件



利用者の ひきこもり、 孤立感の解消



介護者が 病気や出張で 一時的に 介護が困難



- ①連続した利用は30日までです。
- 例 ショートステイを6月15日~7月15日までの31日間利用した場合

ショートステイ利用期間

6月 1 | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 30 | 15 | 7護保険対象 (30日間)

[7月]	1	5	10	15

※ショートステイ利用期間中に介護保険の利用限度額[※]を超え、自費での入所をはさんだときでも、連続30日を超えた場合は自己負担になります。

介護者の

身体的、

の軽減

精神的負担

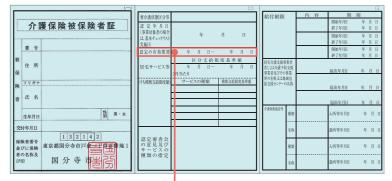
※利用限度額については、31 ページをご覧ください。

②要介護認定の有効期間の半数を超えないようにしなければなりません。

要介護認定期間は、介護保険被保険者証に記載されています。

表面

裏面



- 以下のケースでは、利用日数を超えて利用できる場合があります。
- ●利用者の心身の状況等を勘案して特に必要 と認められる場合
- ■調整しながら利用していたが、結果的に半数を超過してしまう理由があった場合 など 担当のケアマネジャーに相談してから、利用し

有効期間が1年間の場合…

ショートステイの利用日数は約180日を超えないようにしなければなりません。

ましょう。



施設入所中や入院中の外泊時に、在宅サービスを利用できる?

外泊時に訪問介護サービスや福祉用具のレンタルなどを 介護保険で利用することはできません。



自宅での外泊であっても、利用者の生活の本拠は施設や病院であるため、在宅サービスの利用対象者と認められません。(自己負担で受けることは可能です。)

入院中に住宅改修はできる?

住宅改修は在宅サービスのため、入院中の改修は原則として介護保険の給付対象外となります。ただし、 退院後の生活のためにやむを得ない理由で改修が必要なときは、事前申請ができる場合があります(償 還払いのみ)。その場合は以下の点に注意してください。

退院前の住宅改修の注意点

- ・取り付け位置が合わないなどのトラブルにならないよう、入院中でも外泊を利用するなどして、本 人の動作確認をするようにしましょう。
- •万が一、退院ができず自宅に戻れなかった場合は、全額自己負担になるので、改修はできるだけ退院 日が近づいてから行いましょう。
- •住宅改修後の支給申請の時期は市区町村により異なるので、事前に確認しましょう。

介護サービスの費用



介護給付費通知書が届いたけど、 何かする必要はある?

どのようなサービスをどれくらい利用したか、サービス利用票と 領収書の内容と照らし合わせて、間違いがないかを確認してください。



【確認事項】

- 1 被保険者番号・氏名 4 サービス種類
- ②サービス月
- 5サービス日数/回数
- ❸サービス事業所
- 6費用



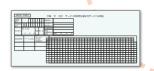
介護給付費通知書

市区町村がサービス事業所からの請求にもとづき、サービス利用状況をお知らせします

それぞれ大切に保管して 内容を照らし合わせましょう。



サービス利用票



ケアプランのサービス内容を ひと月ごとにまとめたもの

- - サービス利用料を支払っ た際に発行されます

領収書

領収書

※介護給付費通知書やサービス利用票の様式は、市区町村によって異なる場合があります。

こんなときどうする!?

- ① 介護給付費通知書に記載されている利用者負担額が、事業所に支払った金額と違うのですが?
- そういったケースもありえます。

利用者負担額に記載されている金額は、高額介護サービス費や各種減額制度を適用する前の金額ですので実際に支払った金額とは違う場合があります。

- ① 介護給付費通知書を確認したら、間違いや不明な点があるのですが、どうすればいいですか?
- A お住まいの市区町村の介護保険の担当窓口に連絡してください。 「介護給付費通知書」の記載内容に間違いや不明な点があれば、通知書に記載され

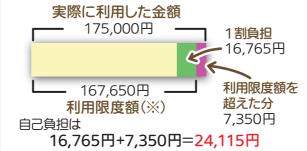
「介護給付費通知書」の記載内容に間違いや不明な点があれば、通知書に記載されている介護保険の担当窓口にお問い合わせください。

少しの負担で済むなら、

介護保険のサービスをたくさん使いたいな

要介護ごとに1カ月に利用できる金額に上限(限度額)が設けられています。限度額を超えた分は全額自己負担となります。

要介護1(1割負担)の方が、175,000円分のサービスを利用した場合は…



介護サービスは利用限度額を目一杯利用する必要はありません。また、食費や深夜加算などの別途負担となるサービスを含めると、介護費用が想像以上に高額になる場合があります。介護サービスは必要なものをよく選んで利用しましょう。

A=#IDBAOOA

介護保険Q&A

現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか?

※要介護度別のサービスの利用限度額は、31ページをご覧ください。

退院後に在宅で介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望する場合は申請できます。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。

🦴 認定の申請をしましたが、結果が出る前にサービスは利用できますか?

暫定プランによりサービスを利用できます。

ただし、認定結果によっては非該当になる場合や介護保険で利用できるサービスの支給限度額が変わる場合がありますので、ケアマネジャーとよく相談し、サービスを利用してください。

以前はできたのですが、最近歩行が困難になってきました。 現在のサービスでは足りないと感じるのですが、要介護度の変更はできますか?

要介護認定期間は一定の期間が設けられていますが、その間に心身の状況がかわることもあります。その場合には「変更申請」ができます。市区町村の介護保険担当窓口で申請の手続きを行ってください。

介護サービスをキャンセルした場合、サービス利用料を支払う必要はありますか?

急な用事などでサービスを利用しなかった場合は、キャンセル料のみを事業者に支払います。利用 していないサービスの料金を支払う必要はありません。キャンセル料は事業所によって異なります ので、契約の際に納得できる金額か確認しましょう。

交通事故が原因で介護が必要となった場合、介護サービスは利用できますか?

65歳以上(第1号被保険者)の方は、介護が必要となった原因を問わず、要介護認定を受ければ介護サービスを利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。40~64歳(第2号被保険者)の方は、特定疾病を原因として介護が必要となり、要介護認定を受けた方のみが介護サービスを利用できます。

事業者と契約するときの建意点

居宅介護支援事業者や介護サービス提供事業者と契約する際は、契約の内容やサービスの提供体制などを必ず確認しましょう。

☑ 事業者選びのチェックポイント!

契約について

- □希望するサービスが受けられる?
- □契約の期間は?
- □利用料とその計算の方法(自己負担となる費目とその額)は?
- □サービス内容を変更・キャンセルする場合の手続きと料金は?
- □契約を解除する場合の条件や手続きは?
- □サービスを受けることによって損害が発 牛した場合の賠償義務については明確?

事業者について

- □都道府県から指定された事業者?
- □苦情、相談などの方法、窓□は?
- □サービスの提供時間や職員体制が希望に あっている?
- □プライバシー保護につ いて具体的な取り組み がとられている?
- □介護に関する資格を 持った職員がいる?

サービスに苦情・不満があるときは

受けているサービスについて相談できる、さまざまな窓口があります。

まずは、利用しているサービス提供事業者の相談窓口に連絡 各事業者には、利用者の相談に応じる担当者がおかれています。



解決しない場合は…

担当のケアマネジャーや地域包括支援センターに相談

サービスを利用していて気づいたことがあれば、そのつど連絡をとって、普段から信頼関係を築いておくとよいでしょう。



それでも改善されない場合は…

市区町村の介護保険担当窓口に相談

事業者やケアマネジャーに相談しても 改善しない場合などの、相談を受け付 けています。



国保連に相談

市区町村で解決することが難しい場合や、とくに利用者が希望する場合は、都道府県に設置されている国保連(国民健康保険団体連合会)に 苦情申し立てができます。

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 203-6238-0177

受付時間:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日除く)

「障害者控除対象者認定書」・「おむつ使用主治医意見書確認書」

所得税の確定申告、市民税・都民税の申告で控除を受けるための書類を発行します。

■「障害者控除対象者認定書」

所得税の確定申告、市民税・都民税の申告をする方は、身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも障害者控除対象者認定書を添付して障害者控除の適用を受けることができます。

控除対象年の12月31日現在、65歳以上で下表のいずれかの区分に該当する方は、障害者控除対象者認定書の交付を受けられます。

- ①基準日に要介護認定(要介護1~5)を受けていること
- ②市で保有する介護認定資料(主治医意見書または認定調査票)に、以下のいずれかの記載があること

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅲランクであること
「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」Bランクであること
特別な医療(中心静脈栄養・人工肛門・酸素療法・気管切開・経管栄養・カテーテル等)を施している記述
音声・言語・そしゃく・機能障害または肢体不自由の具体的記述がある
上記以外で、日常生活が著しく制限される状態である記述
「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅳまたは Mランクであること
「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」Cランクであること
「ほとんど見えない」視覚障害・「ほとんど聞こえない」聴覚障害がある記述
その他の医療行為(透析・人工呼吸器・ペースメーカー装置・人工弁移植・弁置換等)を施している記述
上記以外で、日常生活が極度に制限される状態である記述

■おむつ代の医療費控除(おむつ使用証明書等)について

医療費を支払った場合には、一定の金額の税控除(医療費控除)を受けることができます。 通常、紙おむつ等の費用は医療費控除の対象にはなりませんが、下記のいずれかの証明書をおむつ代 の領収書とともに添付することにより、確定申告などの際に医療費として申告することができます。

1 おむつ使用証明書

傷病等のためにおおむね 6 カ月以上寝たきりであり、医師の治療のもとにおむつを使う必要があると認められるとき、医師が発行する証明です。

【必要な費用】医療機関規定の診察料、文書作成料(詳しくは各医療機関へ)

2 おむつ使用主治医意見書確認書

おむつ代についての医療費控除を受けるのが2年目以降の方、以下のいずれにも該当する方に対し市長が交付する確認書です。

- 1要介護認定(要介護1~5)を受けていること
- 2市で保有する介護認定資料(主治医意見書)に、以下のすべての事項が確認できること
 - ①意見書の作成日が、おむつを使用した当該年(認定期間が13カ月以上の方は、その認定期間内)であること
 - ②「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」が「B1~C2」であること
 - ③尿失禁の発生可能性が「あり」であること



- ●申請書(インターネットでホームページからダウンロードできます。)
- ●申請者の身分証明となるもの(運転免許証・保険証など)
- ●代理人申請のときは、被保険者との続柄がわかるもの

お問い合わせ 高齢福祉課 介護保険係